

★ 申し込み

- ◆ 公立・私立保育所（園）…入所申込書類を保育課窓口へ提出
  - ◆ 認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設…各施設へ直接申し込み
- ※入所申込書類は、保育課・二宮支所・各保育所（園）・各認定こども園に設置してあるほか、市ホームページに掲載しています。



公立保育所 10/1～11/30 募集受付

保育所名	住所	電話	定員	年齢	開所時間
真岡保育所	台町 2823-1	82-2200	170人	0～5歳	7:30～19:00
中村保育所	長田四丁目 7-3	82-4003	106人		
西田井保育所	西田井 1528-2	83-1043	45人		
物部保育所	物井 748-2	75-0305	80人		

私立保育所 10/1～11/30 募集受付

保育所名	住所	電話	定員	年齢	開所時間
西真岡保育園	熊倉一丁目 14-3	84-1313	224人	0～5歳	7:00～20:00
真岡めばえ保育園	八木岡 250-1	82-3955	120人		
萌丘東保育園	東郷 390	82-1437	90人		7:00～19:00
西真岡第二保育園	伊勢崎 438-1	80-1760	120人		
にのみや保育園	久下田西一丁目 1	73-2200	100人		
真岡あおぞら保育園	長田 1315-6	82-5347	90人		

※公立・私立保育所は上記期間以降の申し込みも可能ですが、1次選考終了後の2次選考の対象となります。  
※出生前の申し込みについては、令和3年度中に育児休暇終了後、復職される方に限ります。

認定こども園 9/1 から募集開始

真岡ふたば幼稚園・いちごの杜保育園 東大島 1081 ☎ 84-5151 【入園説明会】 9/1（火）以降随時受付	牧が丘幼稚園 西高間木 515 ☎ 84-2353 【入園説明会】 9/1（火）10:00から	せんだん幼稚園 久下田 794 ☎ 74-0252 【入園説明会】 9/1（火）10:00から	にのみや認定こども園 久下田 1751 ☎ 74-3021 【入園説明会】 9/1（火）、9/5（土） 9:30から
高ノ台幼稚園 台町 2323-1 ☎ 82-2325 【入園説明会】 9/1（火）10:30から	真岡ひかり幼稚園 寺内 75 ☎ 82-3982 【入園説明会】 9/1（火）10:00から	萌丘幼稚園 熊倉町 4795-3 ☎ 84-2622 【入園説明会】 9/2（水）、9/7（月） 9:30から	にしだ幼稚園 飯貝 178 ☎ 82-1174 【入園説明会】 9/1（火）10:00から

小規模保育施設 10/1 から募集開始

保育所ちびっこランド イオンタウン真岡園 台町 2668 ☎ 81-3651 【申し込み】 10/1（木）から受付	にじいろ保育園 上大田和 1313 ☎ 81-5022 【申し込み】 10/1（木）から受付	スマイル保育園 熊倉三丁目 40-2 ☎ 81-3414 【申し込み】 10/1（木）から受付
--	--	---

家庭的保育施設

かあかんハウス 熊倉町 4834-7 ☎ 080-4326-8415 【申し込み】9/1（火）から受付
--

※令和2年度中に定員の3人に達した場合、申し込み終了

【問い合わせ】保育課保育係 ☎ 83・8035 FAX82・2340

# 令和3年度 各保育施設の入園児募集開始

★ 各保育施設の違い

《 保育所（園） 》

就労等のために日中家庭で保育することができない保護者に代わって、0歳から小学校就学前のお子さまの保育を行う施設です。

《 認定こども園 》

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。3歳以上は保育認定の要件に該当しなくなった場合でも、幼稚園部分への認定変更を行い、継続して利用することができます。

《 小規模保育施設 》

少人数（6～19人）で、0～2歳のお子さまの保育を行う施設です。

《 家庭的保育施設 》

少人数（1～3人）で、0～2歳のお子さまの保育を行う施設です。

※小規模保育施設と家庭的保育施設は、家庭的な雰囲気のもと保育を実施し、卒園後は連携施設や保育施設の利用が可能です。

★ 保育施設を利用できる対象の方

下記のいずれかの要件に該当する方

- ① 仕事をしている方（1カ月64時間以上の就労）
- ② 妊娠・出産の前後で保育ができない方（利用期限あり）
- ③ 保護者が病気や障がいを持っている場合
- ④ 同居の親族を常時介護または看護している方
- ⑤ 就学中の方
- ⑥ 災害復旧にあまっている方
- ⑦ 虐待・DVの恐れがある場合
- ⑧ 求職活動を継続的に行っている方（短時間認定のみ：利用期限あり）



※要件を満たしていても、施設の定員等により入所できない場合や希望する施設を利用できない場合があります。  
※面接・健康診断等の結果により、集団での保育が難しい児童については受け入れできない場合があります。

★ 保育施設利用時間

施設の利用時間は2種類あり、就労の状況により認定されます。

《 保育短時間 》

就労状況が月に64時間以上120時間未満の場合は、1日最大8時間利用できます。

《 保育標準時間 》

就労状況が月に120時間以上の場合、1日最大11時間利用できます